

公立大学法人と国立大学法人との比較表

| | 公立大学法人 | 国立大学法人 |
|-----------------|---|--|
| 法人の設立 | 議会の議決を経て、国等が認可 地方公共団体の判断により法人化 | 各大学（法人）の設置を法律 で規定。 法律で一律法人化 |
| 役員 | 理事長、副理事長、理事、監事 ・役員数は定款で定める ・副理事長を置かないことも可 | 学長、監事2、理事2人～8人 ・理事の人数は大学ごとに法定 |
| 法人の代表 | 理事長 ・原則、理事長が学長となるが、 別とすることも可 ・別とした場合、学長は副理事長 とする | 学長 |
| 法人の代表の 任命 | 理事長 = 学長の場合 学長選考機関の選考に基づき 設立団体の長が任命 理事長 学長の場合 設立団体の長が任命 ・学長については、学長選考機関 の選考に基づき理事長が任命 | 学長選考会議の選考に基づき 文部科学大臣が任命 |
| 最初の法人の 代表の任命 | 理事長 = 学長の場合 定款で定めるところにより、設立 団体の長が任命 理事長 学長の場合 設立団体の長が任命 ・学長については、定款で定める ところにより理事長が任命 | 法施行の日（H15.10.1）におけ る学長が法人設立後最初の学長 となる。 |
| 組織 （必置機関） | 経営審議機関 教育研究審議機関 ・構成、審議事項は定款で定める ・役員会は設立団体の判断により 設置 | 役員会 経営協議会 教育研究評議会 ・構成、審議事項は法定 |
| 長期借入金 | 設立団体からの借入のみ可 | 可(文部科学大臣の認可が必要) |